③　資格の等級の決定方法

製造又は物件の買入れ等の種類ごとに上記②の審査事項を要素とする計算方式により算出された数値により別記２の⑴の②、⑵の②及び⑶の②に対応する等級に格付ける。

計算方式　ａ＋ｂ＋ｃ

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ　物品の製造にあっては別表第１の年間平均生産高、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けにあっては別表第４の年間平均販売高等に対応する数値

ｂ　物品の製造にあっては別表第２の自己資本額及び機械器具等の価格のそれぞれに対応する数値の合計値、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けにあっては別表第５の自己資本額に対応する数値

ｃ　物品の製造にあっては別表第３、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けにあっては別表第６の流動比率及び営業年数のそれぞれに対応する数値の合計値

※計算方式により算出した合計（最高点）は、100点とする。

６　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知（郵送）する。

７　資格の有効期間

令和４年４月１日から令和７年３月31日までとする。

なお、２の⑵により随時申請した場合は、資格認定の日から令和７年３月31日までとする。

８　その他

⑴　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

一般競争参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑵　合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の事業者が他の事業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した事業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた事業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑶　子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。

⑷　親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。

⑸　５の⑴③による資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

別記１　申請書の提出場所

独立行政法人製品評価技術基盤機構

〒151―0066 東京都渋谷区西原２―49―10

企画管理部財務・会計課　契約担当

電話番号03―3481―1932

ｅメールアドレス：g-keiyaku@nite.go.jp

別記２　資格の種類別の等級及び予定価格の範囲

〔掲載順序　資格の種類　①等級：予定価格の範囲　②数値：等級〕

⑴　物品の製造

①　Ａ：3,000万円以上

Ｂ：2,000万円以上3,000万円未満

Ｃ：400万円以上2,000万円未満

②　90点以上：Ａ

80点以上90点未満：Ｂ

55点以上80点未満：Ｃ

55点未満：Ｄ

⑵　物品の販売、役務の提供等

①　Ａ：3,000万円以上

Ｂ：1,500万円以上3,000万円未満

Ｃ：300万円以上1,500万円未満

②　90点以上：Ａ

80点以上90点未満：Ｂ

55点以上80点未満：Ｃ

55点未満：Ｄ

⑶　物品の買受け

①　Ａ：1,000万円以上

Ｂ：200万円以上 1,000万円未満

Ｃ：200万円未満

②　70点以上：Ａ

50点以上70点未満：Ｂ

50点未満：Ｃ

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和４年２月１日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構

岩国医療センター院長　青　　雅一

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　35

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　件名　院内ネットワーク更新整備　一式

２　資料の提供

⑴　提供期限　令和４年３月４日17時00分

⑵　提出先　〒740―8510 山口県岩国市愛宕町１－１－１　独立行政法人国立病院機構岩国医療センター企画課長　久保　　卓　電話0827―34―1000

３　説明書等の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和４年２月１日から令和４年３月４日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be required : Inhospital network maintenance 1 set

⑶　Type of the procurement : Purchase

⑷　Basic requirements of the procurement : Refer to the instructions for detail

⑸　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 P.M March 4, 2022.

⑹　Contact point for the notice : Takashi Kubo, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Iwakuni Clinical Center, 1―1―1 Atago-cho Iwakuni-shi, Yamaguchi-ken 740―8510, Japan. TEL 0827―34―1000

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和４年２月１日

国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

〇第13号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　スーパーコンピューティングシステム　一式